

物価高騰に立ち向かう中小企業等に対する生産性向上支援助成金（一般枠）

(1) 助成対象となる取り組みと経費の例（一般枠）

助成対象事業 (対象となる取組例)	助成対象経費
省エネ投資 ▼ 省エネ等のための機器・設備導入、設備更新等に要する経費 ▼ 燃費向上に要する経費	機械器具費、施設改修費、システム導入費、調査費、指導費 等
効率化・高収益化 ▼ デジタル化等、高収益化のための機器・設備導入等に要する経費 ▼ 輸送効率化システムの導入に要する経費 ▼ 荷役作業の効率化に要する経費	機械器具費、施設改修費、システム導入費、調査費、指導費 等
新商品・新サービス開発 ▼ 新商品・新サービス開発に要する経費	マーケティング費、機械器具費、研究開発原材料費（販売用を除く）、技術指導費、委託費、広告宣伝費、営業代行料、産業財産権導入費、固定費、人材育成費 等
売上拡大・経営改善 ▼ 売上拡大に向けた販路開拓・営業力強化、事業分野拡大、事業方針転換、価格適正化理解に向けた広報、新規顧客やリピーター確保の取組、新規出店等に要する経費 ▼ 経営改善に向けたコンサルティングに要する経費	マーケティング費、会場整備費、保険料、出店登録料、機械器具費、広告宣伝費、営業代行料、固定費、人材育成費 等
人材確保・人材育成 ▼ 採用活動（就職情報誌への広告、人材紹介事業者への成功報酬など）、働きやすい職場環境の整備等に要する経費 ▼ 業務上必要な能力の向上又は技術、資格、知識等の習得やリスキリングなど従業員等のスキルアップに要する経費	広告宣伝費、仲介手数料、委託費、報酬、施設改修費、機械器具費、システム導入費、外部研修参加費、講師謝礼 等

(2) 留意事項 (一般枠)

- 「新たな取組」として必要な経費を対象とし、既存の取組に要する経費の振替計上は認められません。
- 当財団が認定した内容と異なる事業や経費は、事業完了後に申請・報告しても助成対象となりません。
- 助成事業の実施に必要と認められない、助成目的に合致しない等の場合、部分的に対象経費として認められない場合があります。
- 助成対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類で金額等が確認できるもののみです。
- 消費税及び地方消費税、振込手数料は、助成対象経費から除きます。
- 助成対象期間（交付決定後～令和9年1月7日（木））に支払済みの経費が対象です。
- 汎用品（パソコン、スマートフォン、カメラ、車両等）は助成対象事業に必要不可欠なもののみを対象とします。
- 車両の取得経費については、事業専用での使用が明確な貨物運送事業や旅客運送事業に供する車両（緑ナンバー、黒ナンバー）、特種用途自動車（8ナンバー）、小型貨物自動車（4ナンバー）は車種を問わず対象とします。また、営業車等、一般的な社用車については、原則、脱炭素化という観点から、EV（電気自動車）、PHV・PHEV（プラグインハイブリッド車）といった電動車とFCV（燃料電池車）に限ることとします。
- タイヤの購入については、対象外とします。
- 政治、宗教又は選挙に関わる事業、公序良俗に反する事業等は対象外です。
- 助成金で購入・導入した機器やシステムは、助成事業目的の範囲内に限り使用できるものとし、目的外の使用は認められません。個人事業主等で、事業用と私的利用を完全に区分できない場合は、両者の使用率等をもとに案分し、事業用部分のみを助成対象とします。
- 助成対象経費は、原則として、市内事業者への発注・調達に限ります。
例外として、特殊な技術や経験、知識を要する等により市内業者では対応できないなど、やむを得ない合理的な理由により、市外業者へ発注する場合は申請時に「理由書（様式自由）」を当財団へ提出してください。
- 助成金は実績報告書提出後のお支払いとなります。
- 割賦販売契約の場合において、割賦払いによる支払完了日が助成事業期間を超えており、支払完了までに助成事業者が所有権が移転しない場合には、助成事業期間内に購入したものとは言えないことから助成対象となりません。分割払いやリボルビング払いも同様の取扱いとします。

(3) 助成対象経費一覧 (一般枠)

区分	費 目	内 容
省エネ投資	機械器具費	省エネのために導入する設備（機械装置、備品等）の整備、購入に必要な経費
	施設改修費	節電対策、断熱化等、省エネのための施設改修に必要な工事、設計に係る経費
	システム導入費	省エネを実現するために導入するシステム等の構築、導入に必要な経費
	調査費	省エネ診断による現状分析や課題解決に向けた対策等、調査や指導を外部専門家に依頼する経費
	指導費	
	その他の経費	その他、省エネ投資のために必要な経費
効率化・高収益化	機械器具費	業務の効率化や、コスト削減等による高効率・高収益化のための設備（機械装置、備品等）の整備、購入に必要な経費
	施設改修費	オープンスペース化や動線改善等、効率化・高収益化のための施設改修に必要な工事、設計に係る経費
	システム導入費	業務の効率化や、コスト削減等により高効率・高収益化を実現するため導入するシステム等の構築、導入に必要な経費
	調査費	効率化・高収益化に向けた、業務フローや現状・課題分析課題解決の提案等、調査や指導を外部専門家に依頼する経費
	指導費	
	その他の経費	その他、効率化・高収益化のために必要な経費
新商品・新サービス開発	マーケティング費	市場調査、マーケティング（製品、価格、流通、プロモーション）戦略の構築等への助言等を外部専門家に依頼する経費
	機械器具費	機械器具及び消耗品の購入、借用に要する経費
	研究開発 原材料費	原材料や副資材の購入に必要な経費 ※開発研究等に係るもののみ対象（販売用は対象外）
	技術指導費	外部専門家から技術指導、新商品・新サービスのブランディング、プロデュースを受けるために必要な経費
	委託費	開発、設計、試作、改良、デザイン等を外部へ依頼するために必要な経費
	広告宣伝費	ホームページ、チラシ等のPRツールの作成に係る経費
	営業代行料	新商品・新サービスの販路開拓を外部専門家に依頼するために必要な経費
	産業財産権 導入費	必要な産業財産権（特許権、実用新案権等）を導入するために必要な経費
	固定費	新商品・新サービスの開発に伴い、新たに必要となる光熱水費、賃料、通信料等の固定費
	人材育成費	教材の作成、購入、借用に係る経費。研修受講、研修対価として講師等に支払う経費
	その他の経費	その他、新商品・新サービスの開発のために必要な経費

(一般枠)

区分	費 目	内 容
売上拡大・経営改善	マーケティング費	売上拡大・経営改善に向けた対策等の分析、市場調査、マーケティング戦略の構築、事業方法転換、新規誘客や販路・商圏拡大等への助言等を外部専門家に依頼する経費
	会場整備費	展示会、販促イベント等の会場の装飾等に必要な経費
	保険料	展示品等の保険に要する経費
	出店登録料	インターネット上の仮想商店へ出店する際の基本登録料
	機械器具費	機械器具及び消耗品の購入、借用に要する経費
	広告宣伝費	ホームページ、チラシ等のPRツールの作成、価格転嫁の理解促進や新規顧客やリピーターの獲得に向けた取組に係る広報や消耗品等の諸経費
	営業代行料	売上拡大を外部専門家に依頼するために必要な経費
	固定費	売上拡大・経営改善に伴い、新たに必要となる光熱水費、賃料、通信料等の固定費
	人材育成費	教材の作成、購入、借用に係る経費。研修受講、研修対価として講師等に支払う経費
	その他の経費	その他、売上拡大・経営改善のために必要な経費
人材確保・人材育成	広告宣伝費	就職情報誌、就職情報ウェブサイト等へ広告等を掲載するために要する経費
	仲介手数料	人材紹介事業者への成功報酬など採用に係る手数料
	委託費	人材育成プログラムの開発等を外部専門家に依頼するための経費
	報酬	就業規則等の改正に伴う社会保険労務士等に支払う報酬
	施設改修費	働きやすい環境づくりに向けた施設改修に必要な工事、設計に係る経費
	機械器具費	働きやすい環境づくりに向けた設備（機械装置、備品等）の整備、購入に必要な経費
	システム導入費	採用面接システム、人事評価システム等、人材確保・人材育成を行うためのシステム等の構築、導入に必要な経費
	外部研修参加費	研修受講料等、外部の研修会の参加に要する経費
	講師謝礼	研修対価として講師等に支払う経費
	その他の経費	その他、人材確保・人材育成のために必要な経費
経 共 費 通	旅費交通費	外部専門家等の招聘に要する経費
	会場費	会議、展示会、イベント、説明会等へ参加（を開催）するために会場費、場所代、出展料等として支払われる経費

物価高騰に立ち向かう中小企業等に対する生産性向上支援助成金（D X強化枠）

（1）助成対象となる取り組みと経費の例（D X強化枠）

助成対象事業 (対象となる取組例)	助成対象経費
デジタル技術を活用した生産性向上計画書の作成 ▼ 生産性向上のためのデジタル機器やシステム導入等に向けた計画の作成に要する経費	委託費、調査費、機械器具費、システム導入費、指導費、外部研修参加費、講師謝礼等

（2）留意事項（D X強化枠）

- 「新たな取組」として必要な経費を対象とし、既存の取組に要する経費の振替計上は認められません。
- 当財団が認定した内容と異なる事業や経費は、事業完了後に申請・報告しても助成対象となりません。
- 助成事業の実施に必要と認められない、助成目的に合致しない等の場合、部分的に対象経費として認められない場合があります。
- 助成対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類で金額等が確認できるもののみです。
- 消費税及び地方消費税、振込手数料は、助成対象経費から除きます。
- 助成対象期間（令和8年4月30日（木）～令和9年1月7日（木））に支払済みの経費が対象です。
- 汎用品（パソコン等）は助成対象事業に必要不可欠なもののみを対象とします。
- 政治、宗教又は選挙に関わる事業、公序良俗に反する事業等は対象外です。
- 助成金で購入・導入した機器やシステムは、助成事業目的の範囲内に限り使用できるものとし、目的外の使用は認められません。個人事業主等で、事業用と私的利用を完全に区分できない場合は、両者の利用率等をもとに案分し、事業用部分のみを助成対象とします。
- 助成対象経費は、原則として、市内事業者への発注・調達に限ります。
例外として、特殊な技術や経験、知識を要する等により市内業者では対応できないなど、やむを得ない合理的な理由により、市外業者へ発注する場合は申請時に「理由書（様式自由）」を当財団へ提出してください。
- 助成金は実績報告書提出後のお支払いとなります。
- 割賦販売契約の場合において、割賦払いによる支払完了日が助成事業期間を超えており、支払完了までに助成事業者にも所有権が移転しない場合には、助成事業期間内に購入したものとは言えないことから助成対象となりません。分割払いやリボルビング払いも同様の取扱いとします。

(3) 助成対象経費一覧 (D X 強化枠)

区分	費 目	内 容
生産性向上技術を活用した作成	委託費	デジタル技術を活用した生産性向上計画書の作成に向けた支援等を外部に依頼するために必要な経費
	調査費	業務フローや現状・課題分析、課題解決の提案等の調査や指導を外部専門家に依頼する経費
	指導費	
	機械機器費	生産性向上に向けたデジタル機器の購入に必要な経費
	システム導入費	業務の効率化や、コスト削減等により生産性向上を実現するため導入するシステム等の構築、導入に必要な経費
	外部研修参加費	研修受講料等、外部の研修会の参加に要する経費
	講師謝礼	研修対価として講師等に支払う経費
	その他の経費	その他、デジタル技術を活用した生産性向上計画書の作成のために必要な経費その他、省エネ投資のために必要な経費

物価高騰に立ち向かう中小企業等に対する生産性向上支援助成金（中東情勢枠）

(1) 助成対象となる取り組みと経費の例（中東情勢枠）

助成対象事業 (対象となる取組例)	助成対象経費
原油由来製品から原油由来外製品への代替 ▼ 油性塗料の水性塗料への代替、合成洗剤の植物由来洗剤への代替、ポリエチレン袋の紙袋への代替、プラスチック容器の紙製容器への代替、プラスチック製のストロー・スプーンを紙製・竹製又は木製への代替、プラスチックハンガーの紙（モールド）ハンガーへの代替又は石油由来ペットボトルのバイオマスペットボトルへの代替に要する経費	代替品購入費、機械器具費、システム改修費、研究開発費、広告宣伝費 等
代替品の調査・選定にかかる専門家への依頼 ▼ 紙素材ストロー・スプーンのコスト検証依頼、バイオマスプラスチック袋の耐久性調査依頼、植物由来繊維の風合い調査依頼又は代替品の選定にかかる中小企業診断士へのコンサルティング依頼に要する経費	委託費、調査費、指導費、マーケティング費 等
サプライチェーンの見直しにかかる専門家への依頼 ▼ 調達網の分散化に伴う輸入手続きに関する通関士への依頼に要する経費	
価格転嫁交渉にかかる専門家への依頼 ▼ 原油高に伴う価格転嫁交渉にかかる弁護士への交渉代理依頼に要する経費	

(2) 留意事項 (中東情勢枠)

- 「原油高や原材料不足に対応するための取組」として必要な経費を対象とし、既存の取組に要する経費の振替計上は認められません。
- 当財団が認定した内容と異なる事業や経費は、事業完了後に申請・報告しても助成対象となりません。
- 助成事業の実施に必要と認められない、助成目的に合致しない等の場合、部分的に対象経費として認められない場合があります。
- 助成対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類で金額等が確認できるもののみです。
- 消費税及び地方消費税、振込手数料は、助成対象経費から除きます。
- 助成対象期間（交付決定後～令和9年1月7日（木））に支払済みの経費が対象です。
- 同等品又は類似品は対象外とします。
- 助成金で購入・導入した機器やシステムは、助成事業目的の範囲内に限り使用できるものとし、目的外の使用は認められません。個人事業主等で、事業用と私的利用を完全に区分できない場合は、両者の使用率等をもとに案分し、事業用部分のみを助成対象とします。
- 政治、宗教又は選挙に関わる事業、公序良俗に反する事業等は対象外です。
- 助成対象経費は、原則として、市内事業者への発注・調達に限ります。
例外として、特殊な技術や経験、知識を要する等により市内業者では対応できないなど、やむを得ない合理的な理由により、市外業者へ発注する場合は申請時に「理由書（様式自由）」を当財団へ提出してください。
- 助成金は実績報告書提出後のお支払いとなります。
- 割賦販売契約の場合において、割賦払いによる支払完了日が助成事業期間を超えており、支払完了までに助成事業者へ所有権が移転しない場合には、助成事業期間内に購入したものとは言えないことから助成対象となりません。分割払いやリボルビング払いも同様の取扱いとします。